



10周年
振り返れば
高島

平成21年～22年編

暮らしと自然がかかわりあう

高島の価値発信

平成21年、自然とかがわる暮らしの魅力に触れる旅行形態を新たな観光の核とすべく全国エコツーリズム大会inびわ湖高島が開催されました。開催日の2月5日から7日までは、「ニゴロブナの日」として日本記念日協会に登録されることになりました。平成22年1月には高島有機農法研究会が田園自然再生活動コンクールで農村振興局長賞の表彰を受けたほか、同年3月には、淡海湖が農林水産省の「ため池百選」に、同年8月には「針江・霜降の水辺景観」が重要な文化的景観に選定されるなど、暮らしと自然の関わりを尊ぶ高島の価値であることが発信される出来事でした。

市民・地域との連携枠

市民同士の、また行政との協働によるまちづくりを加速させるために、たかしま市民協働交流センターや高島市国際協会などの開設や、市民の目線でまちの課題の解決を図る協働提案制度を創設したのもこの時期です。高島市のファンが移住して



一緒にまちづくりの担い手となれるよう地域との橋渡しをする定住相談窓口も設置し、新たな活力を迎える体制も整えました。平成22年11月に公演された市民劇2010などでは躍動する市民の姿が見られ、また、地域ぐるみで子どもの学びを支えようと平成22年4月には高島学園で息吹きを上げた小中一貫教育にも、地域の意思が表れています。

まちの基盤の整備

災害への備えを固めるため（社）県エルピーガス協会高島支部との応援旧協定や市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会との医療救済活動に関する協定、（社）県トラック協会湖西支部との物資輸送に関する協定がそれぞれ締結されました。また、平成18年3月から地滑りにより通行止めであった国道367号も平成21年3月に復旧し、また、国道161号バイパスの新旭・安曇川間が平成21年5月に、高島工区の本線が平成22年3月にそれぞれ開通し、京阪神への交通アクセスの基盤整備が進みました。

高島で
暮らしそう！
若者定住促進
プロジェクト



移住・定住を進める勉強会

人口減少が進む本市で、生活に必要なサービスや地域環境を守っていくためには「新たな担い手」である移住者やUターン者を招き入れることが重要です。

市の定住相談窓口を通じて移住してこられた方は、平成21年度からの5年間で約200人に上ります。しかし、今後まちづくりのパートナーを招き入れられるかどうかは、私たち住民の意識や行動にかかっています。今何をすべきかを考え、移住・定住を市民運動として展開していくことができないか、みんなで一緒に考えましょう。

講師には、愛媛県で市民による移住促進策や、まちの活性化を住民の手で進める活動を先導しておられる前田眞さんをお招きしています。

とき **12月19日** 19時30分から
ところ 新旭公民館（高島市観光物産プラザ内）視聴覚室
ゲスト 前田 眞さん（NPO法人まちづくり支援えひめ代表）
愛媛県内各地でまちづくりのサポートや講座、相談、住民の想いを聴くファシリテーターの養成に携わっておられます。
定員 50人

問・申 企画調整課 ☎(25) 8114

10年後の地域のために、いま考える 集落に若い力を取り戻す

良質で安全な水を

良質で、安全な水道水を皆様のご家庭に確実にお届けするためには、さまざまな課題があります。施設の更新、耐震化、水質管理などを計画的に実施していくには、多くの財源を必要としています。

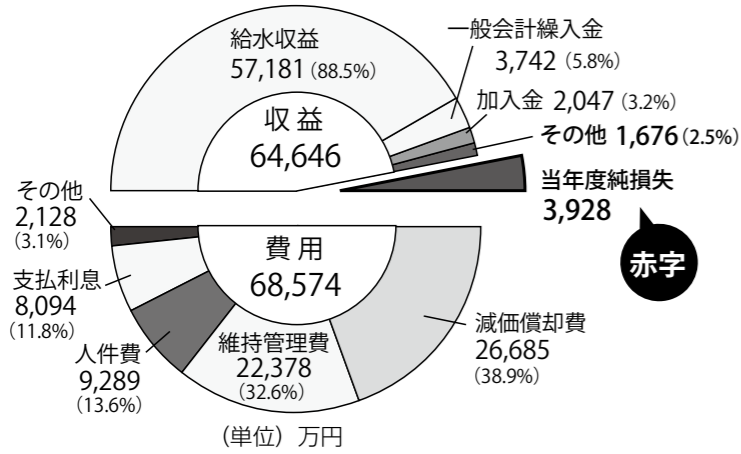
昨年度の1㎡あたりの販売価格を示す供給単価は100円83銭、1㎡あたりの生産コストを示す給水原価は118円62銭で、給水原価が供給単価を上回るという厳しい経営状況が続いています。皆さんにいつまでも安心して水道水をご利用いただくため、将来世代に負担を先送りしない事業経営に取り組んでいきます。

市内には、44の浄水場と56の配水池が点在し、水道管の延長は、約630kmあります。

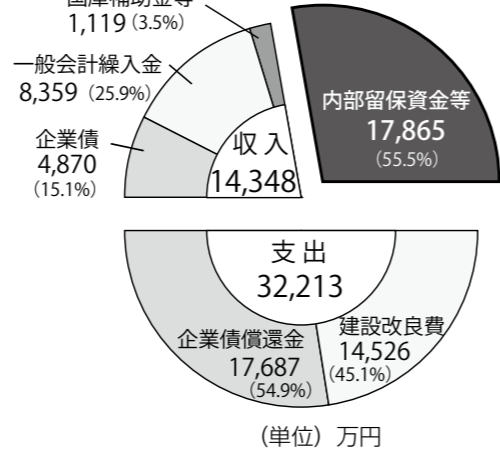
※内部留保資金・・・
料金収入を減価償却費など実際にお金の支出のない費用に充てています。主にこの資金が内部留保資金となり、建設改良費等の費用になります。

お知らせ拡大版

〔① 収益的収支〕※消費税抜き



〔② 資本的収支〕※消費税込み



平成25年度 水道事業会計 決算報告

将来世代に負担を先送りしない事業経営を

問 上下水道課 ☎(22) 9037

水道事業の経営状況を知っていただくため、平成25年度の決算を報告します。

水道事業の会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の2つの予算で構成されています。

① 収益的収支（経常的な収支）

水道水をつくり、家庭などに送り届けるための費用とその財源となる水道料金などの収入を示します。

収益的収支の総収益は6億4,646万円、総費用は6億8,574万円、3,928万円の赤字となりました。

赤字の主な要因は、水道料収入が人口減少等の影響により前年度と比較して3.9%の減となったことです。

② 資本的収支（投資的な収支）

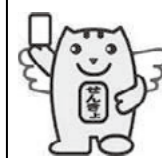
水道施設を整備・拡充するための支出とその財源となる借入金などの収入を示します。

資本的収入は、企業債や補助金、国の基準に基づく一般会計からの繰入金となっています。

また支出は、設備の建設改良費や企業債の償還となっています。資本的収支の収入額は1億4,348万円、支出額は3億2,213万円で1億7,865万円の不足となり、不足額については、内部留保資金※などで補てんしました。

【主な建設改良費】

- ・マキノ地域の石綿管布設替
- ・今津上水道低区配水池に緊急遮断弁の設置（耐震化対策）
- ・新旭地域簡易水道統合整備（継続事業）



12月14日は、

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

の投票日です

皆さんの意思を国政に反映させる大切な選挙です。
大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

公示日 12月2日(火)
投票日 12月14日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

投票できる方

平成6年12月15日以前に生まれた方で、平成26年9月1日以前に高島市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている方です。

投票方法

【衆議院議員総選挙】
○小選挙区選出議員選挙では、候補者の氏名を
○比例代表選出議員選挙では、政党名を
それぞれの投票用紙に書いて投票してください。

【最高裁判所裁判官国民審査】
やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×印を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

期日前投票をご利用ください

投票日(12月14日)に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

▼期日前投票の期間

**衆議院 小選挙区選出議員
比例代表選出議員**

市役所本庁

12月3日(水)～12月13日(土)
午前8時30分～午後8時

各支所

支所で期日前投票できる期間は、**投票日8日前から**です。

12月6日(土)～12月13日(土)
午前8時30分～午後8時

最高裁判所裁判官国民審査

市役所本庁・支所とも

12月7日(日)～12月13日(土)
午前8時30分～午後8時

投票所の変更

今回の選挙では、次のとおり変更になります。

今津地域 ↓ 中ノ町共同作業所 ↓ 今津北コミュニティセンター
朽木地域 ↓ 朽木大野集会所 ↓ 朽木村井集会所
(麻生) 廣福寺 ↓ 地良々会館
高島市選挙管理委員会事務局
☎(25)8000

■投票所閉鎖時刻が繰り上げられる投票所

【午前7時～午後6時】 2時間繰り上げ

地域	投票所
マキノ	在原草の根ハウス
今津	ECC学園高等学校、天増川自治会交流施設
朽木	雲洞谷集会所、木地山集会所、朽木西小学校、平良集会所

【午前7時～午後7時】 1時間繰り上げ

地域	投票所
マキノ	草の根ハウス野口集会所、山中生活改善センター、下区民会館、地福庵、小荒路多目的集会所、石庭草の根会館、マキノ観光会館、上開田草の根ハウス
今津	保坂草の根ハウス、角川生活改善センター
朽木	栃生農事集会所、地良々会館、地子原集会所、村井集会所
高島	黒谷会議所、畑の棚田ふれあい交流施設

投票所閉鎖時刻の繰り上げにご注意ください
投票所と開票所の距離が離れている山間地域などは投票所閉鎖時刻が繰り上げられます。

平成26年度

明るい選挙推進啓発作品の審査結果

平成26年度の明るい選挙推進啓発作品を募集したところ、多数のご応募をいただきありがとうございました。
このたび、ご応募いただきました作品を高島市明るい選挙推進協議会と高島市選挙管理委員会の委員で審査した結果、次の作品が入賞されました。おめでとうございます。

▽ポスターの部



【最優秀賞】
朽木西小学校 藤村 太郎くん



【優秀賞】
今津東小学校 河波 夢空くん



【優秀賞】
今津東小学校 里見 菜子さん

▽標語の部

【最優秀賞】
「この一票 みんなに笑顔と 大きな夢を」
松山 八夜夷さん (今津町)
【優秀賞】
「さあ投票！ 伝えてあなたが 願う未来」
萬木 千尋さん (新旭町)

**危険業務従事者叙勲
受章おめでとうございます**

栄えある第23回危険業務従事者叙勲の市内の受章者をご紹介します。(順不同)

《瑞宝双光章》防衛功労

笹野 和久さん 元1等空尉

《瑞宝単光章》防衛功労

川嶋 秀夫さん 元准陸尉

久守 博さん 元准陸尉

☎ 行政課 ☎(25)8000



市民生活の安全・安心のため、降雪時に道路の除雪を行います。除雪作業がスムーズかつ迅速に行えるよう、次のご協力をお願いします。

○路上駐車をしないでください!

除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、所定の場所への駐車をお願いします。

○目印をつけてください!

石垣や庭木などは、除雪作業時に確認ができず破損する恐れがあります。赤い布切れなどを付けた2m程度の竹ざおを立てていただくなど目印をお願いします。

○枝打ちをしてください!

道路際の竹や木などが、降雪や着雪により道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさぐことがあります。迅速で円滑な除雪作業のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 土木課 ☎(22)2001



12月4日～10日は 人権週間です

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

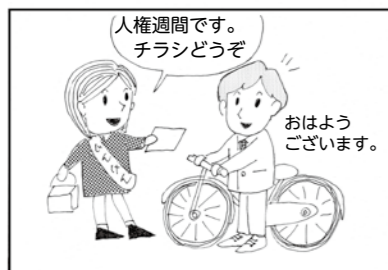
人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのため、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか？

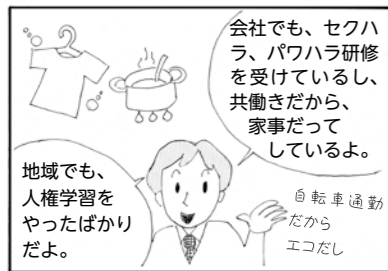
「わかったつもりになってませんか？」



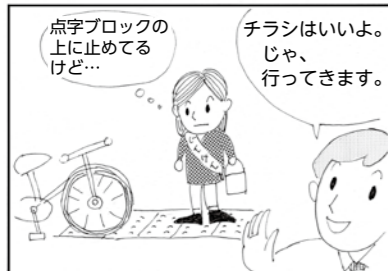
おはようございます。人権週間です。



人権週間です。チラシどうぞ。おはようございます。



会社でも、セクハラ、パワハラ研修を受けているし、共働きだから、家事だってしているよ。地域でも、人権学習をやったばかりだよ。



点字ブロックの上止めてるけど...

チラシはいいよ。じゃ、行ってきます。

人権のことについての相談は、下記まで

- 市役所人権施策課 (25) 8524
- 全国共通人権相談ダイヤル (003) 46110
- 大津地方方法務局人権擁護課 (077) 4673
- 子どもの人権110番 (070) 8110
- 女性の人権ホットライン (070) 8110

12月3日～9日は 障害者週間です

国際障害者デーである12月3日から9日までの1週間は障害者週間です。障がいのある方と共に生きることについて考えましょう。

障がいのある方が暮らしやすく、生きやすい社会にするには「社会のかべ（社会的障壁）」を取り除かなくてはなりません。

「社会のかべ」には、「障がいのある人が子ども扱いされること（習慣）」や「障がいのある人は結婚や子育てができない、障がいのある人は施設や病院で暮らした方が幸せだ」と考えること（考え方）などがあります。

社会のかべを取り除き、障がいのある方と共に暮らしていくために、私たちができることを考えてみませんか？ きっと、一人ひとりを大切にす地域づくりにつながります。

障がい福祉課 (25) 8516

1人ひとりの個性と福祉のまち 湖西がキラリ

KOSEI 輝く芸術祭



障がいのある方々の文化的な社会参加を応援する「KOSEI輝く芸術祭」を開催します。

市内の障がいのある方々が心を込めて作った個性的なすばらしい作品の数々や、発表をぜひご覧ください。

▶場所 安曇川公民館
▶日時・内容
【発表の部】12月6日(日) 10時～12時30分
合唱、ダンス、手話歌、合奏等
※手話通訳・要約筆記あります

【展示の部】12月2日(火)～8日(日)
書道、絵画、工芸、写真、手芸、陶芸、パネルアート等
※会場休館日除く。最終日は15時まで。
《今津図書館展示》12月8日(日)～15日(日)
※会場休館日除く、8日は17時から

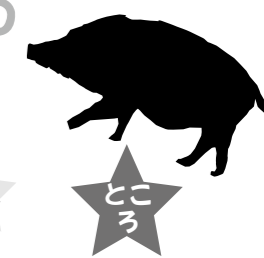
障がい福祉課 (22) 8100



高島の森林と、そこに生きる獣たちのことを知り、活かし、おいしく味わうフェスティバル

高島 2014 ジビエエンナーレ

～ けっこういけるぜ！シカ肉 うまいよ！イノシシ～



12月13日(日)
10時30分～15時

鹿肉や猪肉を利用したジビエのPRイベントを開催します。ジビエ料理のブース出店のほか、市内ジビエ関係者によるパネルディスカッションやトークショーなどを行います。ジビエを知らない人からジビエが大好きな人まで楽しめる内容となっていますので、ぜひお越しください。※高島市では有害鳥獣の捕獲数も多く、その有効活用の一環としての取り組みです。

★ジビエとは…野生の鳥獣肉を使った料理のこと

農業政策課 (25) 8511

70歳未満の方

●平成26年12月31日まで

区分	総所得金額等 (※1)	一月あたりの 自己負担限度額	多数該当 (※2)
A 上位所得者	600万円超	150,000円 + A A = (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
B 一般所得者	600万円以下	80,100円 + B B = (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
C 低所得者	住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

●平成27年1月1日以降

区分	総所得金額等 (※1)	一月あたりの 自己負担限度額	多数該当 (※2)
ア	901万円超	252,600円 + ア ア = (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円 + イ イ = (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円 + ウ ウ = (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	
オ	住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 総所得金額等とは、総所得金額から基礎控除額33万円を控除した額です。

※2 多数該当とは、過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの金額です。

保険年金課 (25) 8137

平成27年1月1日から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が見直されます。所得に応じ、現在の3区分から5区分へ、より細分化されることとなります。

国民健康保険 高額の療養費の自己負担限度額の見直し 70歳未満の方 所得に応じ細分化

